独 立 役 員 届 出 書

1．基本情報

会社名	日本ビジネスシステムズ株式会社	コード	5036
提出日	2026/11/25	異動（予定）日	2026/12/22
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
◘ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）			

2．独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※２・３）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	島田　直樹	社外取締役	○										○				訂正・変更	有
2	朱　純美	社外取締役	○							△							訂正・変更	有
3	伊藤　芳彦	社外取締役										○	○				新任	
4	兒玉　眞二	社外取締役	○							△			△				訂正・変更	有
5	出口　眞也	社外取締役	○													○	訂正・変更	有
6	柳澤　美佳	社外取締役	○										△				訂正・変更	有

3．独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※４）	選任の理由（※５）
1	島田直樹が代表取締役を務める㈱ピー・アンド・イー・ディレクションズと当社との間には取引がありますが、2026年9月期の取引額は、双方の売上高の2%未満であり、同社は主要な取引先ではありません。また、同氏は、2022年6月からNOK㈱の社外取締役を務め、2024年6月からは同社の監査等委員である社外取締役を務めておりましたが、2026年10月、同社の親会社であるNOK Group㈱の監査等委員である社外取締役に就任しております。当社とNOK㈱との間には取引がありますが、2026年9月期の取引額は、双方の売上高の2%未満であり、同社は主要な取引先ではありません。以上のことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	同氏は、㈱ピー・アンド・イー・ディレクションズの代表を兼務しており、企業経営者、コンサルタントとしての豊富な経験と見識を有していることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は、㈱東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準等に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。
2	朱純美は、当社の売上高の2%以上（2026年9月期実績）を占める主要な取引先である㈱三菱UFJ銀行の前身である㈱東海銀行に在籍しておりましたが、1996年3月に同行を退職していることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	同氏は、グローバル金融機関での実績を重ね、現在、経営コンサルティング会社の代表取締役を務めており、経営管理やＩＲ等に対する豊富な見識を有していることから社外取締役として選任しております。 また、同氏は、㈱東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準等に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。
3	伊藤芳彦は、当社の主要株主である㈱三菱総合研究所の取締役専務執行役員を務めております。当社は、同社及びそのグループ会社との間で、IT関連商品の販売やSE・ITサービスの提供等の取引を行っておりますが、2026年9月期の取引額は、当社及び各社の売上高の2%未満であり、いずれも主要な取引先ではありません。	同氏は、株式会社三菱総合研究所の取締役専務執行役員を務めており、企業経営者としての豊富な経験を有していることから、社外取締役として選任しております。 なお、同氏は、㈱東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準では独立役員に該当するものの、当社のその他の関係会社である㈱三菱総合研究所との関係を総合的に勘案し、独立役員として指定しておりません。
4	兒玉眞二は、当社の主要株主である㈱三菱総合研究所の子会社である三菱総研DCS㈱の出身者ですが、当社社外監査役就任に際して同社を退職しております。当社は、三菱総研DCS㈱との間で、IT関連商品の販売やSE・ITサービスの提供等の取引を行っておりますが、2026年9月期の取引額は、双方の売上高の2%未満であり、同社は主要な取引先ではありません。また、同氏が過去に在籍していた㈱三菱UFJ銀行は、当社の売上高の2%以上（2026年9月期実績）を占める主要な取引先ですが、同氏は2010年3月に同行を退職しております。さらに、同氏が過去に代表取締役会長を務めていた㈱アイ・ティー・ワンと当社との間には取引がありますが、2026年9月期の取引額は、双方の売上高の2%未満であり、同社は主要な取引先ではありません。以上のことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	同氏は、三菱総研ＤＣＳ㈱出身で同社常務執行役員としてシステム企画担当を経験しており、長年にわたる企業経営を通じて培われた豊富な経験と高い見識を有していることから監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は、㈱東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準等に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。
5	該当事項はありません。	同氏は、公認会計士としての高度な知見や、監査法人における豊富な経験と見識を有していることから監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は、㈱東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準等に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。
6	柳澤美佳が過去に在籍していた㈱オークローンマーケティングと当社との間には取引がありますが、2026年9月期の取引額は、双方の売上高の2%未満であり、同社は主要な取引先ではありません。以上のことから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しております。	同氏は、弁護士としての高度な知見や、他社の法務部門における豊富な経験と見識を有していることから監査等委員である社外取締役として選任しております。 また、同氏は、㈱東京証券取引所の定める独立役員の確保にあたっての判断基準等に照らし、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがなく、十分な独立性を有していると判断し、独立役員として指定しています。

4．補足説明

当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を踏まえ、独立役員に指定しております。なお、独立性を判断する上での「主要な取引先」を直近事業年度における当社と取引先との間の取引金額が当社と取引先いずれかの売上高の２％以上を占める取引先としております。また、「該当状況についての説明」における「過去」は、１年以上前の過去を示しております。

※１　社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
※２　役員の属性についてのチェック項目
　a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
　b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
　c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
　d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
　e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
　f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
　g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
　h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
　i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
　j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
　k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
　l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
　以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
※３　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
※４　a～ｌのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
※５　独立役員の選任理由を記載してください。
※６　独立役員を１名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を１名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。